

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	子ども医療費助成に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、子ども医療費助成に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和6年12月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の内容	<p>札幌市では札幌市子ども医療費助成条例により、子の保護者に対し、その医療費の一部を助成することにより、子の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費助成に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表により、個人番号を利用することができるのは、児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。</p> <p>子ども医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条第1項で定める要件を満たしており、児童手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。</p> <p>ついては、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 受給者の資格管理</p> <p>①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。</p> <p>②受給者の所得による審査を行う。</p> <p>③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。</p> <p>④受給者証の再交付を行う。</p> <p>2 医療費の助成</p> <p>①子が疾病又は負傷により保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。</p> <p>②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。</p> <p>③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	医療助成システム
②システムの機能	<p>札幌市子ども医療費助成条例により、医療費助成事務を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 助成資格管理 申請者情報、口座情報を記録、住所異動情報、保険情報の変更を行い、助成資格の有無を管理する。</p> <p>2 各情報の取り込み処理 対象者に対し、住基、所得、国保各情報の取り込み処理を行う。</p> <p>3 年齢到達処理と印刷処理 満年齢に達した対象者に対し、医療証または却下通知の印刷を行う。</p> <p>4 医療費管理 現物給付または現金給付により助成した医療費を対象者ごとに管理する。</p> <p>5 統計処理 医療費データを、予・決算または補助金精算など目的に合わせて統計処理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保システム)</p>

システム2～5

システム3	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバ・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバ・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバ・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバ・プラットフォーム…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバの拠点。 (参考) 中間サーバ・ソフトウェア…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>

システム4	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名))</p>

システム5	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名)、庁内各業務システム)</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報の連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名の管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム)</p>
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年度10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)第4条第1項 別表1</p> <p>・番号法第9条第2項及び利用条例第4条第3項 別表2</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ・番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 保健福祉局 保険医療部 保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども医療費助成に関する受給者、扶養義務者 <<左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
その必要性	正確かつ公平・公正な医療費助成業務を行うにあたり、子ども医療費助成対象者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:所得情報に基づき、子ども医療費助成の受給可否を判定するために保有 ② 医療保険関係情報:受給者の資格管理および給付に関する事務(医療費の算定、支払い)にあたり、保険加入情報を把握するために保有 ③ 公金受取口座情報:医療費の給付に関する事務にあたり、支払先口座を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		令和5年10月17日
⑥事務担当部署		札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保健福祉課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤、サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な医療費助成事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保健福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		所得情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、下記の事務を行う。 また、個人番号カード等で本人確認や健康保険証に関する情報等を確認する。 1 資格認定・管理事務 ・申請を受けた際、識別情報をもとに対象者を特定する。 ・地方税関係情報(所得情報)をもとに資格判定を行う。 ・子ども医療費の助成を受けている者及び助成を受けていた者の資格情報(連絡先情報・医療保険関係情報含む)の管理を行う。 2 医療費算定・給付事務 ・申請を受けた際、医療保険関係情報や地方税関係情報をもとに給付の審査を行う。 ・医療費の給付事務にあたり、公金受取口座情報をもとに支払先口座へ支給する。
情報の突合		1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日		令和5年10月17日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	医療助成システム運用保守業務委託	
①委託内容	医療助成システムの運用・保守作業の実施	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われな いように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録される ため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①:不正なアクセスがなされるリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。

その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。

2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<p><札幌市における措置> 医療助成事務にかかわる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><札幌市における措置> 【基幹系システムの場合】 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和08年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>札幌市では札幌市子ども医療費助成条例により、子の保護者に対し、その医療費の一部を助成することにより、子の保護の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費助成に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一により、個人番号を利用することができるのは、児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二十条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。</p> <p>子ども医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第1項で定める要件を満たしており、児童手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。</p> <p>については、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給者の資格管理 <ol style="list-style-type: none"> ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 <ol style="list-style-type: none"> ①子が疾病又は負傷により保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。 	<p>札幌市では札幌市子ども医療費助成条例により、子の保護者に対し、その医療費の一部を助成することにより、子の保護の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費助成に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表により、個人番号を利用することができるのは、児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二十条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの等となっている。</p> <p>子ども医療費助成に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第1項で定める要件を満たしており、児童手当の支給に関する法定事務等に準ずる独自利用事務である。</p> <p>については、番号法第19条第9号の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給者の資格管理 <ol style="list-style-type: none"> ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②受給者の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は非該当通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2 医療費の助成 <ol style="list-style-type: none"> ①子が疾病又は負傷により保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。 	事後	重要な変更]に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第一廃止に伴う変更)
令和08年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムシステム5 ②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を転載が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報転載する機能を有する。情報転載は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を転載が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報転載する機能を有する。情報転載は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 	事後	重要な変更]に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二廃止に伴う変更)
令和08年12月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第9号 別表第二及び利用条例第4条第1項 別表1(別表第二における情報提供の根拠)情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 別表第二 第9項、第74項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第40条</p>	<p>【情報照会】 -番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p>	事後	重要な変更]に該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない(番号法別表第二廃止に伴う変更)